

菊陽町

子育て

ガイドブック

KIKUYO TOWN CHILD CARE GUIDEBOOK



はじめに

菊陽町は、町民の皆様「住んで良かった。」「これからも住み続けたい。」と思ってもらえるように、安心して子育てできる支援の充実に取り組んでいます。支援の取り組みの一つとして、この「**菊陽町子育てガイドブック**」で、本町が実施しているさまざまな制度や相談の窓口など、この冊子にまとめて紹介しています。

この冊子をご活用いただくことで、子育てに喜びを感じていただくとともに、地域における子育て支援の輪が広がり、子どもたちの笑顔あふれる健やかな成長につながることを願っています。

掲載している内容について詳しく知りたい、相談したいときは担当までお気軽にお問合せください。

目次

相談・支援窓口	3
子育てカレンダー	4
子育て支援サービス	6
子育て支援施設	8
こども家庭センター	9
妊娠・出産・母と子の健康	10
子どもの予防接種	12
町内医療機関一覧	13
妊娠・出産・産後の経済的支援	14
障がいに関わる支援	16
ひとり親家庭への支援	18
保育所等の利用について	20
「幼児教育・保育の無償化」の範囲	22
菊陽町認可保育所等一覧	24
小学校・中学校など	26
放課後児童クラブ	28
児童虐待	29
公園一覧	30
子育て情報マップ	32
認可保育所詳細マップ	34

菊陽町の最新の子育て情報を簡単に閲覧できます！

菊陽町公式アプリ



菊陽町公式 LINE



登録
してね！



相談・支援窓口

	相談・支援内容	電話番号	受付時間 (平日)
子育て支援課	保育所、認定こども園、子育て支援、児童手当、ひとり親世帯	232-2202	8:30～17:15
こども家庭センター (こども家庭相談課)	こどもと保護者に関する様々な相談、虐待等に関する相談	232-1117	8:30～17:15
こども家庭センター (健康・保健課)	妊娠、出産、こどもの発育発達、子育て、予防接種に関する相談、母子保健の推進活動	232-4912	8:30～17:15
健康・保健課	子ども医療	232-4912	8:30～17:15
福祉課	障がい・療育等に関する相談、地域ごとの相談	232-4913	8:30～17:15
菊陽町教育委員会 (学務課)	小学校、中学校の就学等に関する相談	232-4918	8:30～17:15
熊本県中央児童 相談所	児童虐待に関する相談や支援	381-4451	8:30～17:15
		189	24時間対応
熊本県女性相談 センター	女性相談（職場、家庭不和、ストーカー被害等） DVに関する相談	381-4454	8:30～17:15
		381-7110	8:30～17:15
熊本県警察本部 警察安全相談室	ストーカーやDVに関する相談	#9110、 383-9110	24時間対応
こども110番 (熊本県福祉総合相談所内)	こどもに関する相談	382-1110	9:00～16:00
小児救急電話相談	夜間における急な病気への対処や応急措置の相談	#8000、 364-9999	平日 19:00～8:00 土 15:00～8:00 日 8:00～翌朝8:00
ゆあさいど くまもと	性暴力被害に関する相談	#8891、 386-5555	24時間対応 ※年末年始を除く
消費生活相談	悪質な訪問販売や架空請求など消費生活に関する相談	232-2112	毎週月曜、木曜 10:00～16:00
ふれあい 総合相談室	弁護士等による専門相談と行政相談 委員等による心配ごと相談	232-4832、 337-6830	相談内容により受付日が 異なります。 詳しくはお問合せ下さい。
法務少年支援 センター	非行、犯罪行為等に関する相談	325-4700	9:00～17:00

子育てカレンダー



	妊娠中	誕生	6か月頃
届出・健診	母子健康手帳、 妊婦健康診査受診票交付 P10 妊婦健康診査 P10 妊婦歯科健康診査 P10	出生届 P10 赤ちゃん訪問 P11 乳幼児健康診査 P11 3～4か月頃 6～7か月頃	
相談・教室	電話や訪問 ハッピーママ教室	児童に関する相談 P9	
手当・助成等	▼妊娠前 一般不妊治療費助成事業 P14 妊婦支援給付金(1回目)	出産育児一時金 P14 子ども医療費助成 P15 児童手当 P15 児童扶養手当 P18 ひとり親家庭等医療費助成制度 P19 予防接種 P12 妊婦支援給付金(2回目)	
サポート		保育所 P20 認定こども園 P20 一時預かり事業 P6 病後児保育 P7 ファミリー・サポート・センター P6 子育て短期支援事業(ショートス こども家庭センター P9 子育て支援センター P8	

1歳

3歳

5歳

小学生

中学生

高校生～



就学時健康診断
【小学校】 P26

1歳頃
1歳6か月頃

3歳頃



児童虐待の相談 P29 子どもの発達相談 P9

就学の援助 P27

幼稚園 P20

小・中学校 P26

放課後
児童クラブ
P28

ティ、トワイライトステイ) P7

子育て支援サービス



● 一時預かり

認可保育施設へ入所していない就学前の乳幼児を、保護者の疾病、家族の看護、災害、冠婚葬祭などの理由により保育できない場合に一時保育する事業です。1か月あたり12日以内（1日8時間以内）の利用が可能です。事前に保育施設へ申込みが必要です。利用料は施設によって異なり、実施していない保育施設もあります。そのため、詳細は、各施設へお問い合わせください。

対象児童 菊陽町在住の0歳児（生後6か月）から6歳児（就学前）であって、預かり保育を必要とする乳幼児

利用料 1日 1,500円～1,800円（給食費込み）
短時間 900円～1,800円（給食費込み）
利用にあたっては事前の登録が必要です。

一時預かり対象施設

- みどり園
- 光の森キャロット保育園
- 元気の森ラビット保育園
- 三里木保育園
- 津久礼ヶ丘保育園
- 菊陽ほっほ保育園
- 家庭的保育室シェ・ヌヌ
- 家庭的保育室あんよ保育室

問い合わせ先 各保育園（菊陽町認可保育施設参照）

● ファミリー・サポート・センター

育児等の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行う人（協力会員）による会員登録制の相互援助活動です。原則として、子どもを預かる場所は協力会員宅になります。

《主な活動》

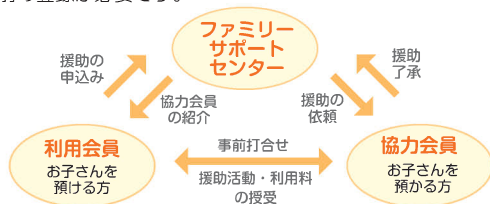
- 保育施設、学校などの送迎
- 他の子どもの学校行事の際の預かり
- 保護者が病気や、急用などの場合の預かり
- 保育施設、学校が休みの時の預かり

対象児童 菊陽町内に住所を有し、かつおおむね生後3か月から12歳までの児童

利用料 利用する時間帯によって異なります。
また、利用にあたっては事前の登録が必要です。

問い合わせ先

菊陽町ファミリー・サポート・センター事務局 ☎232-4824



● 病児・病後児保育室

保護者の就労などの理由で、保育所や家庭における安静な療育が困難な状況にある病児または病児回復期にある子どもの看護や保育を行う施設です。

病児・病後児保育室「こあら」、病後児保育室「ゆーかり」

対象児童

菊陽町・熊本市に在住または保護者が菊陽町内に勤務している世帯の、おおむね12歳（生後6か月から小学校6年生）までの児童で、病児または病児の回復期にあるが集団保育が困難な児童

※施設利用は、医療機関の受診が済んでいる児童が対象です。

利用料

	利用時間	幼・保入所児	未就園児・小学生
町内在住	5時間未満	500円	1000円
	5時間以上	1000円	2000円
町内勤務者・熊本市在住	5時間未満	1000円	1000円
	5時間以上	2000円	2000円

利用にあたっては事前登録・予約などが必要です。

問い合わせ先

病児・病後児保育室「こあら」（ふれあい交流・福祉支援センター内）

菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目6-34 ☎337-6876（平日 8:00～18:00、土曜日8:00～13:00）

病後児保育室「ゆーかり」（菊陽中部クリニック2階）

菊陽町津久礼868-5 ☎237-7785（平日8:00～18:00）

連携自治体の熊本市の病児・病後児保育施設も利用可能です。

※利用方法・対象児童・施設状況は熊本市までお問合せください。

● 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

天使園（合志市）、熊本乳児院（熊本市）、広安愛児園（益城町）、慈愛園子供ホーム（熊本市）、慈愛園乳児ホーム（熊本市）

保護者が疾病等の社会的な事由やひとり親家庭等が仕事の事由等によって、児童の費育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設等において7日間まで預かります。（こども家庭相談課での事前登録が必要です。）

① ショートステイ

宿泊を伴う利用です。原則1回につき7日間以内のお預かりです。

② トワイライトステイ

休日や夜間に仕事等で帰りが遅くなる際に利用していただくもので、宿泊は含みません。おおむね夜9時までのお預かりです。

利用料

所得やこどもの年齢によって異なります。

問い合わせ先

こども家庭相談課 ☎232-1117

子育て支援施設



● 地域子育て支援センター

子育てに対する不安や悩みを解消するために、気軽に集まって育児の相談や情報交換のできる場所です。また、各施設では曜日時間帯別に様々な活動を行っています。

● 子育て支援センター ひかりっこ (光の森町民センター(キャロピア)内)

菊陽町光の森2丁目1番1号 ☎237-6575
開所日 ひかりっこルーム (平日9:00～15:00)
育児相談 (平日10:00～16:00)

● ラビットくらぶ (元気の森ラビット保育園)

菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目1番31号 ☎288-5808
開所日 育児相談 (平日10:00～16:00)

● ミニキャロットくらぶ (光の森キャロット保育園)

菊陽町光の森7丁目16番地2 ☎233-0098
開所日 育児相談 (平日10:00～16:00)

毎月の予定は町HPで公開しています。



● こども館

● つどいの広場ぴーす(月～金)

親子で安心して過ごせるフリースペースのほか、子育て相談、育児講座・親子イベントなどの活動を行います。

保護者同士の交流の場としてもご利用いただけます。

対象:小学校就学前の児童とその保護者

● 小学生向け活動(土)

運動遊びや体験活動など、こどもが主体的に楽しめる多様な活動を実施します。

対象:小学生

※月～金は小学校就学前の児童とその保護者、土曜は小学生のみの利用となります。

毎月の予定は町HPで公開しています。

菊陽町こども館(西部町民センター内) ☎227-7200

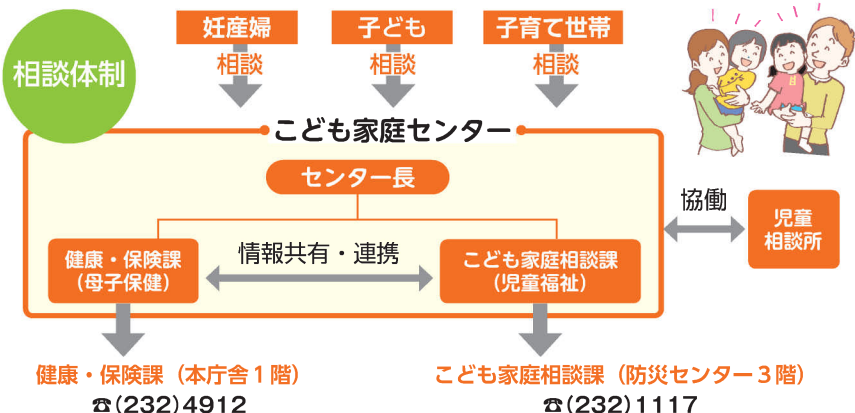
利用日:月曜日～土曜日

利用時間:午前9時～午後4時

こども家庭センター



こども家庭センターでは、保健師や臨床心理士、精神保健福祉士などの専門資格を有する職員が、妊娠期から主に18歳までのこどもに関するさまざまな相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。



妊娠、出産、乳幼児期の健康・子育てなどに関する業務を担当しています。

- ・母子健康手帳の交付
- ・赤ちゃん訪問
- ・子どもの発育や発達などの相談
- ・乳幼児の健康診査

子どもに関する相談や児童虐待などに関する業務を担当しています。

- ・子どもの悩みや子育てに関するさまざまな悩みの相談・支援
- ・園や学校の巡回・相談支援
- ・ヤングケアラーに関すること
- ・児童虐待に関すること
- ・子育て交流会の実施

妊娠期～出産後

- ・妊娠・出産への不安
- ・赤ちゃんの体重がなかなか増えない
- ・子育てに自信がない
- ・家族・親族のサポートが得られない



乳幼児期

- ・言葉が遅いように感じる
- ・痲癩がある
- ・初めての場所が極端に苦手
- ・発音が不明瞭
- ・こだわりが強い
- ・保育園などへの行き渋り
- ・子育てで情報や利用できるサービスを知りたい



学齢期

- ・学校生活に不安がある
- ・友達や家族との関係がうまくいかない
- ・勉強が極端に苦手
- ・不登校
- ・ゲームやスマホへの依存
- ・気持ちの切り替えが苦手
- ・周囲への暴言や暴力



など、日々の生活の中で悩みを抱えているお子さんや、子育ての中で不安を感じている保護者の方、さまざまな形で子どもにかかわっている関係者の皆さんからのご相談をお受けします。

内容に応じて、さまざまな専門職が対応いたします。まずは、ご予約のお電話を。

妊娠・出産・母と子の健康



● 妊娠したら

母子健康手帳交付 ※事前予約制

母子健康手帳は、妊娠初期から母子の健康や成長・発達、予防接種などの記録になります。保健師や管理栄養士、助産師が妊婦さんの体調を聞きながら、心配事などの相談・指導も行います。

必要なもの 妊娠届出書・個人番号カード・本人確認証・通帳

妊婦健康診査受診票交付

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診票（補助券）を交付します。県外の医療機関や国立病院機構熊本医療センター、助産所で受診する際は、一旦健康診査費用を支払った後、費用助成の申請が必要です。

妊婦歯科健診受診票交付

母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診の受診票（補助券）を交付します。母子健康手帳・受診票を持参のうえ、町内委託歯科医院で受診してください。（事前に予約が必要です。）

● 子どもが生まれたら

戸籍の届出

子どもが生まれた日から14日以内に届出人の所在地等の市区町村へ提出してください。

必要なもの 出生届書（医師などの証明した出生証明書が添付されたもの）、母子健康手帳
※出生届出書の届出人欄の署名は、必ず父または母が記入してください。

問い合わせ先 町民課 ☎232-4914

● 産後ケア事業

委託の助産院や医療機関の助産師が、産後の悩みをサポートします。

利用できる方 菊陽町に住民票があるお母さん（産後1年未満）と乳児（1歳未満）で母子ともに感染がなく、医療行為が必要でない方であれば、どなたでも利用できます。（流産や死産を経験された方を含みます）

- 内容**
- ①お母さんへの保健指導、栄養指導
 - ②お母さんの心のケア
 - ③適切な授乳のためのケア
 - ④育児手法についての指導及び相談
 - ⑤その他必要な保健指導及び情報提供

委託助産院・医療機関 町内および近隣市町の助産院、医療機関

利用時間と回数 訪問型、宿泊型、通所型があり、利用形態により時間と利用回数の上限が異なります。

1回・1泊の利用料 課税状況、利用形態により料金が異なります。
多胎の場合…利用料が変更になる場合があります。

必要なもの 事前に申請が必要です。健康・保険課までお問い合わせください。

● 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

町の保健師などが中心となり、妊婦や子育て世帯をサポートします。

妊娠届出時 すべての妊婦へ面談とアンケートを行います。妊娠期の過ごし方や出産までの見通しなどをお話しし、相談を受け、母子健康手帳を交付します。

妊娠 8 か月時 妊娠 8 か月時に自宅へアンケートを送付します。出産に向けて不安なことなどを伺い、希望者には訪問や面談を行います。

出生届出後 赤ちゃん訪問（生後 2 か月前後）で保健師などが面談とアンケートを行い、妊婦の体調や子育ての状況、心配なことなどを伺います。必要な子育てサービスを案内するなど、全ての家庭に寄り添い、関係機関と連携し、継続した支援を行っています。

※妊婦のための支援給付金については、P15を参照

● 母と子の健康

種類	対象者	内容
赤ちゃん訪問	2 か月児	①保健師・助産師・看護師による相談 ②体重測定など ※早めの訪問や菊陽町外への訪問を希望する人はご相談ください。
3・4 か月児健診	3～4 か月児	①医師による診察 ②身長・体重など測定 ※出生月の翌月末に、ご自宅に郵送します。
6・7 か月児健診	6～7 か月児	①医師による診察 ②身長・体重測定 ③保健師や管理栄養士・ 歯科衛生士による相談 ※対象者へ健診の1か月前に個別通知します。
1歳6 か月児健診	1歳6～ 7 か月児	①医師による診察 ②歯科医師による診察 ③身長・体重測定 ④保健師や管理栄養士・歯科衛生士による相談 ⑤希望者への フッ化物塗布 ⑥希望者への専門家による発達相談 ※対象者へ健診の1か月前に個別通知します。
3歳児健診	3歳1 か月	①医師による診察 ②歯科医師による診察 ③身長・体重測定 ④保健師や管理栄養士・歯科衛生士による相談 ⑤尿検査 ⑥視力・屈折検査 ⑦希望者への専門家による発達相談 ※対象者へ健診の1か月前に個別通知します。
1歳児セミナー	1歳1 か月児	①保健師や管理栄養士、歯科衛生士による相談 ②身長・体重 測定など ※対象者へセミナーの1か月前に個別通知します。
すこやか子育て相談	乳児と保護者	①保健師・管理栄養士による相談 ②身長・体重測定など ※母子健康手帳を持参ください。 相談日は菊陽町健康カレンダーでご確認ください。

問い合わせ先 健康・保健課 ☎232-4912

子どもの予防接種



● 予防接種

予防接種は、病気に対して免疫（抗体）をつけるためのもので、感染症から命を守るための効果の高い手段の一つです。

町から配布している予防接種手帳や予防接種予診票つづりの説明をよく読んで、予防接種について正しく理解した上で、お子さんの体調が良いときに接種しましょう。

▶接種時は、**母子健康手帳、予診票**を持って行きましょう。

▶予診票：出生月の翌月末に、ご自宅に送付します。

転入した際や紛失したときは、健康・保健課でお渡しします。

必ず母子健康手帳と印鑑をお持ちください。 ※郵送での交付も可能です。健康・保健課までお問合せください。

定期の予防接種（接種費用：指定医療機関での接種は無料。ただし対象年齢を過ぎた場合は、全額自己負担）

予防接種名	対象者
□タ ├ □タリックス..... └ □タテック.....	出生6週0日～24週0日後 出生6週0日～32週0日後
ヒブ	生後2か月～5歳に至るまで
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳に至るまで
B型肝炎	生後1歳に至るまで
四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）	生後2か月～7歳6か月に至るまで
五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）	生後2か月～7歳6か月に至るまで
BCG	1歳に至るまで
麻しん・風しん混合（MR）	第1期：1歳～2歳に至るまで 第2期：小学校就学前の1年間
水痘（水ぼうそう）	1歳～3歳に至るまで
日本脳炎	第1期：生後6か月～7歳6か月に至るまで 第2期：9歳以上13歳未満
二種混合（DT：ジフテリア・破傷風）	11歳以上13歳未満
HPV（子宮頸がん予防）	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

任意の予防接種（接種費用：指定医療機関での接種は一部補助あり）

予防接種名	備考
おたふくかぜ	対象者1人につき2回まで、詳細は町ホームページに掲載
インフルエンザ	詳細は広報、町ホームページに掲載予定

問い合わせ先 健康・保険課 ☎232-4912



町内医療機関一覧

菊池都市医師会(菊陽町)病院・医院リスト

医療機関名	住所	TEL
かとう整形外科光の森	菊陽町光の森3丁目17-4	349-2255
河野内科クリニック	菊陽町津久礼3011-4	233-1717
菊陽あきたクリニック	菊陽町原水1156-13	232-8333
菊陽レディースクリニック	菊陽町新山2丁目8-23	213-5656
菊陽台病院	菊陽町久保田2984	232-1191
菊陽中部クリニック	菊陽町津久礼868-5	232-1566
菊陽病院	菊陽町原水5587	232-3171
熊本セントラル病院	菊陽町原水2921番地	340-5001
熊本リハビリテーション病院	菊陽町曲手760	232-3111
くろかわクリニック	菊陽町原水2912-1	288-6185
さかぐち消化器・内科クリニック	菊陽町津久礼2417-2	292-3800
仁誠会クリニック大津	菊陽町原水2973	232-9595
仁誠会クリニック光の森	菊陽町光の森3丁目1-1	285-3466
そうま眼科	菊陽町原水2906-5	340-5520
たぶち内科循環器科	菊陽町光の森3丁目17-3	233-3588
ちが産婦人科医院	菊陽町原水2951-1	232-9131
ちとせ眼科	菊陽町光の森7丁目3-7	243-1100
永田眼科	菊陽町津久礼2434	285-1117
ハル内科皮膚科クリニック	菊陽町津久礼2377-1	232-8383
光の森こどもクリニック	菊陽町光の森5丁目20-10	377-8005
東熊本第二病院	菊陽町幸川1923-1	232-3939
堀田眼科	菊陽町久保田2802-1	292-3455
本多内科腎臓科医院	菊陽町馬場橋427	232-2021
松岡耳鼻咽喉科医院	菊陽町津久礼2422-15	232-5011
矢野医院	菊陽町原水1611	232-5266
よしもと小児科	菊陽町原水1156-2	233-2520

菊池都市歯科医師会(菊陽町)歯科医院リスト

医療機関名	住所	TEL
石川歯科・矯正歯科医院	菊陽町原水958-1	232-5818
いちかわ歯科クリニック	菊陽町新山1-2-20	232-8088
いとう歯科クリニック	菊陽町津久礼2422-13	285-5882
菊陽うえき歯科クリニック	菊陽町津久礼2699-5	285-8476
北川歯科医院	菊陽町津久礼2163-1	232-4418
熊本フェリス総合歯科クリニック	菊陽町津久礼2420-11	340-2100
熊本リハビリテーション病院	菊陽町曲手760	232-3111
さかい歯科クリニック	菊陽町光の森2-3-9	284-8433
高田歯科クリニック	菊陽町向陽台2-17	337-7139
たけした歯科	菊陽町武蔵ヶ丘北1-10-39	339-7708
なかがわ歯科医院	菊陽町津久礼石坂2323-1	232-4755
にじの森歯科クリニック	菊陽町武蔵ヶ丘北2-15-8-4	339-8118
ひかり矯正歯科	菊陽町光の森4-3480-1	285-6133
光の森歯科クリニック	菊陽町光の森2-29-6	340-2611
ひろ歯科クリニック	菊陽町久保田2803-1	285-3456
南歯科医院	菊陽町津久礼162-11	232-7541
山口歯科医院	菊陽町津久礼173-18	232-4456
りの歯科矯正歯科	菊陽町津久礼2950-14	233-3378

妊娠・出産・産後の経済的支援

妊娠・出産

● 一般不妊治療助成

一般不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図るために治療に要する経費の一部を助成します。

問い合わせ先 健康・保険課 ☎232-4912

● 国民年金保険料免除（産前産後期間）

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間が免除されます。（平成31年2月1日以降に出産をした人が対象です）

対象者 国民年金第1号被保険者（厚生年金、共済年金等の被保険者・扶養者を除く）

手続きについて 出産予定日の6か月前から届出可能

必要なもの 母子健康手帳、年金番号が分かるものまたはマイナンバーが分かるもの

問い合わせ先 健康・保険課 ☎232-4912

● 出産育児一時金

出産時一人につき50万円（産科医療保障制度に未加入の医療機関で出産した場合は48.8万円）が支給されます*。出産した時に、原則加入している健康保険から支給されます。

問い合わせ先 菊陽町国民健康保険に加入の方…健康・保険課 ☎232-4912

上記以外の方…勤務先や協会けんぽ、健康保険組合等

※2025年4月時点

● 助産施設入所制度

出産のときに経済的な理由により入院することができない妊産婦が、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができます。

助産制度を利用できる施設 ・熊本市立熊本市民病院・熊本赤十字病院・慈恵病院・福田病院
入所を希望する場合は、出産にかかる入院をする前に申し込みが必要です。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎232-2202
菊池福祉事務所 ☎0968-25-0689

● 妊婦のための支援給付金

● 妊婦のための支援給付金（1回目）

対象者 医療機関で心拍が確認された妊婦。妊娠届の際に申請についてご案内します。
※妊娠届出前に流産等された方も対象となります。

支給額 妊婦一人につき5万円

● 妊婦のための支援給付金（2回目）

対象者 出産予定日の8週間前の日を過ぎ、胎児の数の届出をした妊婦。赤ちゃん訪問の際に申請についてご案内します。
※出産予定日の8週間前の日よりも前に流産等された方も対象となります。

支給額 胎児一人につき5万円（双子の場合は10万円）

問い合わせ先 健康・保険課 ☎ 232-4912



産後

● 児童手当

対象者	児童の年齢	支給月額	
菊陽町に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代まで）の児童（国内居住）を養育している方	3歳未満	15,000円	第3子以降は 30,000円
	3歳～高校生年代まで	10,000円	

支給時期 年6回（偶数月）

認定請求 子どもが生まれたとき、他市町村から転入したときなどは町に申請が必要です。出生日や転出予定日などの異動日の翌日から15日以内に申請してください。公務員の場合は、所属庁へ申請してください。

必要なもの 請求者の健康保険証、請求者名義の通帳またはキャッシュカード、請求者および配偶者のマイナンバーが分かる書類、印鑑など

問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 232-2202

● 子ども医療費助成

対象者 菊陽町内に住所があり、健康保険に加入している0歳～高校3年生相当年齢（満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の子ども

助成内容 病気やケガで健康保険が適用になる診察を受けた場合の医療費の自己負担額を助成します。

※健康保険から給付される高額療養費および付加給付がある場合には差し引き助成となります。

問い合わせ先 健康・保険課 ☎ 232-4912

● 養育医療費給付

対象者 指定医療機関の医師が養育のための入院治療を必要と認めた乳児（1歳未満）。

助成内容 保険診療による入院医療費の自己負担分を助成します。

問い合わせ先 健康・保険課 ☎ 232-4912

障がいに関わる支援



● 身体障害者手帳

身体の障がいの種類や程度を記載した手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

手帳の交付対象となる障がい一覧

- 視覚障がい
- 平衡機能障がい
- そしゃく機能障がい
- 呼吸器機能障がい
- 小腸機能障がい
- 肝臓機能障がい
- 聴覚障がい
- 音声・言語機能障がい
- 肢体不自由
- じん臓機能障がい
- ぼうこう・直腸機能障がい
- 免疫機能障がい
- 心臓機能障がい

必要なもの

- ・申請書
- ・指定医師が作成した診断書
- ・写真（横3cm×縦4cm）
- ・マイナンバーが分かる書類

● 療育手帳

おおむね18歳までの知的障がいのある人に交付する手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

必要なもの

- ・申請書
 - ・写真（横3cm×縦4cm）
 - ・マイナンバーが分かる書類
- ※申請後、県福祉総合相談所で面接があります。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人に交付する手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

必要なもの

- ・申請書
- ・写真（横3cm×縦4cm）※省略可
- ・マイナンバーが分かる書類
- ・①～③のうちいずれか
 - ① 指定医師の診断書
 - ② 精神障がいを受給事由とする障害年金の情報を照会するための同意書
 - ③ 精神障がいを受給事由とする特別障害給付金の情報を照会するための同意書

● 特別児童扶養手当

20歳未満で在宅の心身障がい児（施設入所中を除く）を持つ父母、養育者に手当を支給します。（所得制限があります）

手当額

子ども一人につき	1級	月額	56,800円	(2025年度)
	2級	月額	37,830円	(2025年度)

必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳・療育手帳（手帳をお持ちの方のみ）、診断書（所定の用紙）、受給者名義の金融機関の通帳など

● 障害児福祉手当

重度の障がいのために日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人に支給します。ただし、施設に入所しているときは支給されません。(所得制限があります)

手当額 月額 16,100円 (2025年度)

必要なもの 戸籍謄本、身体障害者手帳・療育手帳(手帳をお持ちの方のみ)、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳など

● 自立支援医療(育成医療)

指定医療機関に入院または通院し、手術などの治療を行う障がいのある児童に、医療の給付を行います。(被保険者の税額により、一部負担があります)

必要なもの 申請書、指定医師の意見書、健康保険証(医療保険が同一の方全員分)、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

● 障害児通所支援

- ※1 障がいのある児童や療育を必要とする児童に対し、その児童の年齢や状態に応じた療育を受けることができる障がい児福祉サービスです。
- ※2 自己負担額は原則1割ですが、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

サービスの種類	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に対する日常生活に係る基本的動作の指導などを行います。
医療型児童発達支援	医学的管理の必要な障がい児に対する日常生活に係る基本的動作の指導や治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休業日など就学中の障がい児に対する集団生活適応のための専門的な支援などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活に係る基本的動作の指導などを行います。

必要なもの

① 受給資格が確認できるもの(主治医の意見書など) ② 印鑑 ③ 申請者と対象児童のマイナンバーが分かる書類 詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 福祉課 ☎232-4913

ひとり親家庭への支援



● 児童扶養手当

ひとり親家庭や、父母がいらないため父母以外の人が児童を養育する場合などに手当を支給します。

手当を受給するためには申請手続きが必要です。(所得による制限があります)

対象者 次の条件に当てはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、父、または父母にかわってこれらの児童を養育している人

- 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害の状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父または母がDV防止法の規定による保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで出産した児童

※児童を養育している方や扶養義務者の所得が、所得制限限度額（扶養人数により異なります）以上の場合、支給対象外となり、手当はありません。

支給額	全部支給	一部支給
（※2025年4月時点） 児童1人のとき	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人目以降	11,030円加算	11,020円～5,520円加算

※児童扶養手当の額は、物価の変動などに応じて毎年額が改定されます。（物価スライド制）

支給時期 奇数月の11日（支払日が土、日、祝日の場合は、その直前の金融機関営業日）に前月分と前々月分の2か月分の手当を支給します。

必要なもの 認定請求書、請求者と対象児童の戸籍謄本、年金手帳、印鑑、請求者名義の金融機関の通帳、マイナンバーが分かる書類など

※要件によって必要な書類が異なります。詳しくはおたずねください。

● ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭などの医療費の一部を助成します。対象者で助成を希望する人は受給資格者証の交付申請が必要です。(児童扶養手当と同じ所得による制限があります)

対 象	助成内容	問い合わせ先
菊陽町内に住所を有するひとり親家庭の父または母およびその者に扶養されている児童、父母のない児童 (1) 父または母…児童の20歳の誕生日月末まで (2) 児童…18歳になって最初の年度末まで ※ただし、子ども医療費助成制度優先	保険診療分の一部負担金の支払額の3分の2を助成します。 ※加入保険による付加給付などがあるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。	子育て支援課 ☎232-2202

● その他ひとり親家庭などのための支援

対 象	助成内容	問い合わせ先
自立支援教育訓練給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し、指定対象講座を受講した場合の受講費の一部を支給します。	菊池福祉事務所 ☎0968-25-0689
高等職業訓練促進給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し養成機関で修業中の生活費などを支援します。	
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭、父子家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉向上を図るため、各種資金を低利または無利子で貸付を行っています。	
JR 通勤割引制度	児童扶養手当を受給している方とその世帯員や生活保護世帯の方が JR の通勤定期乗車券が3割引で購入できます。	子育て支援課 ☎232-2202

問い合わせ先 子育て支援課 ☎232-2202

保育所等の利用について



● 各種保育施設

保育所

保護者の就労、病気療養、家族の介護や出産などなんらかの理由で児童の保育ができないとき保護者に代わって保育をする施設です。

そのため「集団保育をさせたい」「友達をつくりたい」などの理由では入所できません。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、保育施設と幼稚園の機能を併せ持つところです。

保育部門で利用している保護者が、利用がなくなっても、教育部門（幼稚園）での利用に切り替えることで、施設が変わることなく利用ができることも大きな特徴です。

※定員などの理由により切り替えできない場合もあります。

保育部門で利用希望する人は子育て支援課での申込みが必要です。教育部門（幼稚園）で利用を希望する人は、各認定こども園へ直接お申込みください。

地域型保育事業所

菊陽町には、地域型保育（事業所内保育所・小規模保育所・家庭的保育室）があります。対象児童は2歳まで（年度途中で3歳になった児童は年度末まで可）です。

地域型保育事業所は小規模で行うため、保育者が児童1人ひとりと接する機会が多く、より家庭に近い環境で子どもの成長を見守ります。

● 教育・保育給付について

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園（新制度移行の幼稚園に限る）を利用される人は、申込みにあわせて「利用のための認定」を受ける必要があります。

1号認定 教育標準時間認定

児童が満3歳以上で、幼稚園などの教育を希望する場合

利用可能施設：幼稚園（新制度移行の幼稚園） 認定こども園（教育部門）

2号認定 満3歳以上・保育認定

児童が満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望する場合

利用可能施設：保育所 認定こども園（保育部門）

3号認定 満3歳未満・保育認定

児童が3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望する場合

利用可能施設：保育所 認定こども園（保育部門） 地域型保育事業所

● 教育・保育の必要量（施設の利用可能な時間）について

1号認定 教育標準時間 おおむね4時間（施設によって異なります）

2号認定・3号認定

	施設の利用可能時間
保育標準時間	最長11時間
保育短時間	最長8時間

通常保育を超える場合は、延長保育をご利用いただき、別途延長料金を負担いただく必要があります。（ただし、利用している施設が延長保育事業を実施している場合）

保育を必要とする事由

2号認定・3号認定の認定を受け、保育を希望する場合は、保護者のいずれもが、次の事由に該当することを証明する必要があります。

- ① 就労（※1）
- ② 就学（職業訓練校など）（※1）
- ③ 妊娠・出産予定（※2）
- ④ 病気やケガ、心身の障がい（※3）
- ⑤ 親族の看護、介護
- ⑥ 災害復旧
- ⑦ 求職活動（※4）
- ⑧ 虐待やDVのおそれ
- ⑨ 育休中に既に保育施設を利用している児童の継続利用（※5）
- ⑩ 町長が①～⑨に類する状態と認める場合

※1 「就労」「就学」は、1か月あたり、52時間以上の就労もしくは同程度の就学の状態をいいます。

※2 利用可能な期間は、産前2か月産後3か月となります。

※3 病気、ケガ、障がいの場合は、障害者手帳等の写し、又は家庭保育が困難なことが分かる診断書等が必要です。

※4 求職活動で入所した場合は、入所日から3か月以内に就労を開始する必要があります。

※5 育児休業対象児童が満1歳に達する日の月末までに復職することが条件になります。

利用者負担（保育料）

入所児童の父母の町民税の課税状況で算定します。なお、父母の所得割額が非課税の場合は、同居の祖父母等のうち最も高い課税額で算定する場合があります。

- 4月～8月の保育料…前年度の町民税所得割額
- 9月～3月の保育料…当該年度の町民税所得割額

申込みについて

- 保育所
- 認定こども園（保育部門）
- 地域型保育事業所

新年度4月入所の申込みは、入所前年の11月頃から募集します。（募集開始前に広報紙やHPでお知らせします）年度途中の入所の申込みを希望する場合は、入所希望月によって受付期間が異なりますので、子育て支援課へお問合せください。

申込み：子育て支援課 ☎232-2202

- 認定こども園（教育部門）
- 認可外保育施設
- 幼稚園（旧制度含む）

入所を希望する場合は、各施設へ直接お問合せください。

申込み：各施設

問い合わせ先 子育て支援課 ☎232-2202

「幼児教育・保育の無償化」の範囲

幼児教育・保育の無償化は、主に3歳児クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校就学前までと、2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの住民税非課税世帯が対象となります。^{※1}

また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無などによっても異なります。

無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に認定を受ける必要があります。

※1 幼稚園及び認定子ども園の教育利用については、満3歳（3歳になった日）から無償化の対象となります。

● 無償化の範囲

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、以下のとおりです。

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校就学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで		
		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯	—
サービスの種類	保育園（認可施設）、 認定子ども園（保育利用）	無償	利用不可	無償	無償化の 対象外	利用不可
	認定子ども園（教育利用）	無償 ^{※2}		—	—	—
	認定子ども園（教育利用）の 預かり保育料 ^{※4}	11,300円 / 月 まで無償	無償化の 対象外	16,300円 / 月 まで無償 ^{※3}	—	—
	幼稚園	25,700円 / 月まで無償 ^{※2}		—	—	—
	幼稚園の預かり保育料 ^{※4}	11,300円 / 月 まで無償	無償化の 対象外	16,300円 / 月 まで無償 ^{※3}	—	—
	認可外保育施設、 ベビーシッター、病児保育、 ファミリー・サポート・センター、 一時預かり	合計 37,000円 / 月 まで無償		合計 42,000円 / 月 まで無償	無償化の対象外	

● 3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に認定子ども園（教育利用）または幼稚園に入園する「満3歳児クラス」については、上記3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象となるには保育の必要性に加え、住民税非課税世帯である必要があります。（この場合の上限額は16,300円 / 月）

※2 満3歳から5歳児クラスまでが無償化の対象です。

※3 満3歳になってから最初の3月31日までです。

※4 預かり保育料は、月内の預かり保育日数に450円を乗じた額と、預かり保育の利用料を比較し、少ない方が11,300円または16,300円まで無償となります。

● 施設等利用給付について

すでに保育園や認定こども園を利用している場合は、現1～3号認定（教育・保育給付認定）を受けていますが、これらの認定に変更はありませんので新たな手続きは不要です。

幼稚園を利用している人、認定こども園（教育利用）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、無償化給付を受けるために、新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

■現1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
現1号	満3歳以上	なし	認定こども園（教育利用）など
現2号	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園（保育利用）など
現3号	0～2歳		

■新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
新1号	満3～5歳児クラス	なし	幼稚園（新制度未移行）
新2号	3～5歳児クラス	あり	●幼稚園・認定こども園（教育利用） + 預かり保育
新3号	0～2歳児クラスかつ住民税非課税世帯（満3歳児）	あり	●認可外保育施設など

● 給食費について

給食費の金額は施設から示され、施設に対して支払います。

	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス
主食費（ごはん・パン・めんなど）	給食費として保護者負担	保育料として保護者負担
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）		

- 年収360万円未満相当世帯（市町村）の子どもと第3子以降*の子どもは、副食費が免除されます。
*幼稚園・認定こども園（教育利用）は小学校3年生から、保育所・認定こども園（保育利用）は保育所等に入所する児童から数えて第3子以降の子ども

● 副食費の補助事業について

菊陽町では、子育て世代の経済的負担軽減のため副食費補助事業を実施しています。

対象者

町内に住所があり、次に掲げる児童が対象となります。
※副食費免除対象者や菊陽町外に住所がある児童は対象外です。

●幼稚園

満3歳児、3歳児（年少）、4歳児（年中）、5歳児（年長）の各月初日の在籍者

●認可保育所等、企業主導型保育施設、その他認可外保育施設（新2号認定を受ける児童）

3歳児（年少）、4歳児（年中）、5歳児（年長）の各月初日の在籍者

補助金額

一人当たり月額最大4,800円（令和7年4月1日現在）
補助される金額は、副食費の徴収額と4,800円を比較し、いずれか低い方の金額となります

実施方法

副食費の月額から減額
※減額せずに年度末に償還払いする施設もありますので、詳細は利用施設にご確認ください。

問い合わせ先

子育て支援課 ☎232-2202

菊陽町認可保育所等一覧

		保育所等名	所在地	電話番号	定員	備考
保育所	町立	なかよし園	菊陽町久保田1230番地1	232-2762	50人	
		みどり園	菊陽町原水2050番地1	232-0452	100人	一時預かり
	私立	光の森 キャロット保育園	菊陽町光の森7丁目16番地2	233-0098	100人	一時預かり、 子育て支援センター
		こうのとり保育園	菊陽町原水5666番地22	285-4651	100人	
		優貴保育園	菊陽町原水1462番地	232-8977	90人	
		三里木保育園	菊陽町津久礼2313番地1	285-1105	90人	一時預かり
		津久礼ヶ丘保育園	菊陽町津久礼2番地4	288-6591	120人	一時預かり
		げんき保育園	菊陽町沖野2丁目18番2号	282-8460	100人	
		もみじ園	菊陽町原水5208番地11	232-2009	90人	
		白菊保育園	菊陽町曲手499番地1	232-2770	90人	
		さくら園	菊陽町津久礼408番地	232-2763	80人	
		光の森 武蔵ヶ丘保育園	菊陽町武蔵ヶ丘3丁目 50番2号	337-4651	100人	
		くるる保育園	菊陽町久保田2824番地2	243-2600	105人	一時預かり
認定 こども園 (※1)	私立	尚綱大学附属 こども園	菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目 8番1号	338-6771	90人	
		認定こども園 美鈴幼稚園	菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目 1番35号	338-6158	70人	
		白鈴こども園	菊陽町新山1丁目2番32号	232-2764	100人	
		認定こども園 元気の森ラビット保育園	菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目 1番31号	288-5808	100人	一時預かり、 子育て支援センター
小規模 保育所	私立	あゆむ保育園	菊陽町津久礼2386番地1	233-0785	19人	
		こども園 てんとうむし	菊陽町津久礼2416番地10	232-0909	19人	
		べる保育園	菊陽町武蔵ヶ丘2丁目9番21号	245-6549	19人	
事業所内 保育所 (※2)	私立	くまりは キッズガーデン	菊陽町曲手760番地	233-2720	7人	
		菊陽ぼっぼ保育園	菊陽町原水5587番地	232-3174 (内657)	7人	一時預かり
家庭的 保育室	私立	家庭的保育室 シェ・ヌヌ	菊陽町津久礼2158番地24	237-7892	5人	一時預かり
		家庭的保育室 あんよ保育室	菊陽町津久礼2395番地1	080-2770- 6964	5人	一時預かり

(※1) 尚綱大学附属こども園、認定こども園 美鈴幼稚園、白鈴こども園、認定こども園 元気の森ラビット保育園の定員は、保育を必要とする子どもの受け入れ人数です。

(※2) くまりはキッズガーデン及び菊陽ぼっぼ保育園の定員は、従業員の子ども分を除いた受け入れ人数(予定)です。

町内・近隣認可外保育施設一覧

	施設名称	所在地	電話番号	定員	備考
菊陽町	チャイルドハウス ラビット 光の森園	菊陽町光の森6丁目9-3	285-5856	32人	月極・ 一時保育
	ピースインターナショナル スクール	菊陽町原水1328-15	234-7299	32人	
	グリーンコープ生活協同組合 連合会	菊陽町辛川1503-1	237-6639	20人	一時保育
	チャイルドケアのぞみ	菊陽町	090-7448-5363	3人	居宅訪問型
	一時預かり託児所 みつばち はうす	菊陽町光の森5丁目1-6	080-8370-2054	13人	一時預かり
合志市	チャイルドハウス ラビット 元気の森園	合志市幾久富1935-6	288-4318	30人	月極・ 一時保育
大津町	晃晃こども園	大津町大津231-27	293-6568	20人	月極・ 一時保育
	ひよこルーム	大津町陣内1154-4	090-7464-4415	5人	月極・ 一時保育
熊本市	長嶺あい保育園	熊本市東区長嶺南3-8-65	285-4719	80人	月極
企業主導型保育施設	あおぞら保育園	菊陽町大字原水2970	282-8777	60人	月極・ 病児保育・ 一時保育
	ちゃれんじ保育園	菊陽町武蔵ヶ丘2-9-12	245-6675	19人	月極・ 病児保育・ 一時保育
	さんさん保育園	菊陽町津久礼2514-2	273-8370	60人	病児保育・ 月極
	IQ キッズ サンリー保育園	菊陽町津久礼2422-27	285-5560	30人	月極
	イズミ光の森 ゆめたうん保育園	菊陽町光の森7丁目33-1	233-3630	19人	月極・ 一時保育
	アンビー合志保育園	合志市竹迫2290-2 アンビー熊本内	247-1115	90人	月極・ 一時保育
	もくもくほいくえん	合志市御代志1848-6	242-2828	89人	月極・ 一時保育
	豊岡ゆうすい保育園	合志市豊岡516-3	050-5850-1853	50人	月極・ 一時保育
	ぞうさんのはな保育園	合志市須屋81-5	288-5728	60人	月極・ 一時保育
	未来の森保育園	大津町引水204-4	294-7077	97人	月極・ 一時保育
びちゅの森子ども園	大津町美咲野3-28-3	294-7013	30人	月極・ 一時保育	

※開所時間、保育内容などの掲載内容が変更になっている場合がありますので、詳細については、各施設に直接お問い合わせください。

小学校・中学校など



● 小・中学校への入学

小学校

新入学児童（前年4月2日からその年の4月1日までの1年間に満6歳になった子ども）のいる保護者あてに、入学する前年の9月末までに「就学時健康診断の実施について」を郵送します。健康診断の日程を確認し、受診してください。また、入学する年の1月末までに保護者あてに「入学通知書」を郵送します。通知書が届かない場合は、学務課に連絡してください。

中学校

小学校と同様に、入学する年の1月末までに新入学生徒の保護者あてに「入学通知書」を郵送します。通知書が届かない場合は、学務課に連絡してください。

● 転校するとき

菊陽町に転入するとき

町民課で転入手続きをしてください。その後、学務課から「転入学通知書」をお渡ししますので、転出元の学校から発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」と一緒に菊陽町で指定された学校に持参し、転校の手続きをしてください。

他の市町村に転出するとき

町民課で転出手続きをしてください。その後、学務課から「転学通知書」をお渡ししますので、転出元の学校に持参し、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って転出先の学校で転校の手続きをしてください。

町内で転校するとき

町民課で転居手続きをしてください。その後、学務課から「転学通知書」「転入学通知書」をお渡ししますので、まず、転出元の学校に「転学通知書」を持参し、転校の手続きをしてください。「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って、転入する学校に「転入学通知書」と一緒に持参し、転校の手続きをしてください。（学校区に変更がない転居のときは、学校での手続きはありません。）

● 通学区域について

小学校名	中学校名	学校区（行政区）
菊陽中部小学校	菊陽中学校	上中代、出分、中代、川久保、津留、大堀木、下原、上津久礼、下津久礼、緑ヶ丘、緑陽台、宮ノ上、ひばりヶ丘、あさひヶ丘、津久礼ヶ丘
菊陽南小学校		戸次、馬場楠、曲手、辛川、井口、道明
菊陽北小学校		古閑原、入道水、柳水、馬場、鉄砲小路、中尾、南方、光園地、駅前、新町、新町西、長塚、向原
武蔵ヶ丘小学校	武蔵ヶ丘中学校	武蔵ヶ丘1,2,3,4,5町内（県営武蔵ヶ丘団地1棟～41棟）、南花立（杉の本地区のみ）、光の森1,2,3,4,5町内
菊陽西小学校		三里木、三里木北、青葉台、新山、北新山、新成、杉並台、東ヶ丘、沖野、境の松、光の森6,7町内
武蔵ヶ丘北小学校		武蔵ヶ丘6（県営武蔵ヶ丘団地42棟～49棟）、7,8町内、八久保、南八久保、花立、南花立（杉の本地区を除く）、向陽台、にじの森

● 障がいのある児童・生徒

障がいの種類や必要な支援の内容に応じた教育を行うために、特別支援学級、通級指導教室や特別支援学校（盲学校・ろう学校を含む）があります。入級・入学などは、学務課へお問い合わせください。

● 就学援助制度

経済的な理由により、町立小・中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費などの一部が援助される制度です。申請受付は、4月に学校をとおして行いますが、4月以降も随時受け付けています。詳しくは、学務課または在籍する学校へお問い合わせください。

● 特別支援教育就学奨励費

町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、学用品費などの一部を援助する制度です。

申請受付は学校をとおして9月に行います。詳しくは、学務課または在籍する学校へお問い合わせください。

● 奨学資金の貸与

菊陽町では、高等学校・専修学校・大学などに進学する人で、経済的理由により就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金を貸し付ける制度があります。申請は随時受け付けていますので、学務課へお問い合わせください。

● 町内の小・中学校

学校名	所在地	電話番号
菊陽中部小学校	菊陽町津久礼4 1 1番地	☎232-2001
菊陽南小学校	菊陽町曲手3 9 7番地	☎232-2002
菊陽北小学校	菊陽町原水4 6 5 2番地	☎232-0453
武蔵ヶ丘小学校	菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目2番1号	☎338-2132
菊陽西小学校	菊陽町原水5 6 6 6番地4 0	☎232-1745
武蔵ヶ丘北小学校	菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目5番2号	☎338-2500
菊陽中学校	菊陽町久保田2 5 6 3番地	☎232-2004
武蔵ヶ丘中学校	菊陽町光の森1丁目3 5 1 8番地	☎232-4110

適応指導教室（すぎなみ教室）

町在住の不登校児童生徒や、その傾向のある児童生徒を対象に、教育相談や体験活動、学習支援等を行い将来の自立及び学校生活への適応を支援しています。

相談日時 毎週月～金曜日 午前9時～午後3時

菊陽町適応指導教室

(1) 菊陽町中央公民館内 フリーダイヤル 0120-797-437

(2) 菊陽町武蔵ヶ丘コミュニティセンター内 ☎283-2711



詳しくはこちら

問い合わせ先 学務課 ☎232-4918

放課後児童クラブ



保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を提供します。

※利用定員や利用料などは下記に問い合わせください。

入所案内等の配布：翌年度の新1年生には、10～11月に小学校で実施される就学時健康診断時に配布します。新1年生以外は、事務局又は各放課後児童クラブにお問い合わせください。

問い合わせ先 NPO 法人 子育てサポート学童クラブきくよう事務局 ☎ 237-6835

放課後児童クラブ一覧

菊陽中部小学校

すくすくクラブ	菊陽町津久礼411	232-4211
のびのびクラブ	//	232-5678
きらきらクラブ	菊陽町津久礼415-1	234-6643
わくわくクラブ	//	234-8050

菊陽北小学校

はらっ子クラブ	菊陽町原水4652	234-6318
かぜっ子クラブ	菊陽町原水4651-1	237-9339
ひかりっ子クラブ	//	285-5655
そらっ子クラブ	//	288-6151

菊陽西小学校

タンポポ育成クラブ	菊陽町原水5666-48	232-6084
ヒマワリ育成クラブ	//	232-5352
コスモス育成クラブ	//	232-7220
あさがおクラブ	//	273-8890
すずらんクラブ	菊陽町津久礼2994-2	232-5757
なのはなクラブ	//	233-4500

武蔵ヶ丘小学校

元気クラブ	菊陽町武蔵ヶ丘北1 丁目2-2	338-2401
なかよしクラブ	菊陽町武蔵ヶ丘北1 丁目2-3	227-6340

武蔵ヶ丘北小学校

おひさまクラブ	菊陽町武蔵ヶ丘北3 丁目5-1	288-4331
にじいろクラブ	菊陽町武蔵ヶ丘北3 丁目5-1	227-6661
あおぞらクラブ	菊陽町武蔵ヶ丘北3 丁目5-4	337-8814

菊陽南小学校

みなみっ子クラブ	菊陽町曲手400	282-8884
----------	----------	----------

児童虐待



みなさんからの連絡が、子どもを虐待から守ります

児童虐待件数は年々増えており、全国的には子どもの命が奪われるなど、重大な事件があとを断ちません。児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題です。子どもが自分で助けを求めるのは、とても難しいことです。解決のためには、周りの大人が子どもの異変に気づき、虐待かも…と思ったら専門機関へ連絡することが大切です。連絡は匿名で構いません。勘違いであったとしても、連絡した人が責任を問われることもありません。

児童虐待とは

身体的虐待

- 殴る
- 蹴る
- 叩く
- 投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる など



ネグレクト

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 自動車の中に放置する
- 重い病気になっても病院に連れて行かない など



性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にする など

心理的虐待

- 言葉による脅し
- 無視
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう など

連絡先

● 児童虐待かも…と思ったら

児童相談所
虐待対応ダイヤル

いち はや く
189

● ご自身が出産や子育てに悩んだら…

児童相談所 相談専用ダイヤル

● 子育てに悩む人がいたら…

いち はや く おなやみを

0120-189-783

問い合わせ先 菊陽町こども家庭相談課 ☎232-1117(直通)

公園一覽



菊陽杉並木公園 “さんさん”

〒869-1102 菊陽町大字原水5326番地

この公園は、本町を代表する歴史的景観である「豊後街道菊陽杉並木」の沿線にあり、この杉並木が真の「菊陽町の杉並木」となり、人とひとがふれあう交流の場・町づくりの拠点となるよう、「菊陽杉並木公園」を総称名としています。また、災害時に身の安全を確保するための指定緊急避難場所に指定されています。



開園時間

〈ふれあい広場〉

(4月～10月) 午前8時30分～午後7時
(11月～3月) 午前8時30分～午後5時

〈スポーツ広場〉

(4月～3月) 午前8時30分～午後5時

〈管理センター〉

(4月～3月) 午前8時30分～午後5時

休園日 毎週火曜日(火曜が祝日の場合は翌日)、
年末年始(12月29日～1月3日)

問い合わせ先

菊陽杉並木公園管理センター(菊陽杉並木公園内)

☎349-2533 FAX 349-2534



鼻ぐり井手公園

〒869-1106 菊陽町大字曲手436番地1

開園時間

〈鼻ぐり井手公園〉 午前8時30分～午後9時

休園日 なし

〈鼻ぐり井手公園交流センター〉 午前8時30分～午後5時

休館日 毎週火曜日(火曜が祝日の場合は翌日)、
年末年始(12月29日～1月3日)

問い合わせ先 ☎232-8644 FAX 232-8688



ふれあいの森公園

〒869-1102 菊陽町大字原水4642番地16

開園時間 午前8時30分～午後9時

休園日 なし

問い合わせ先

ふれあいの森研修センター 午前8時30分～午後5時15分

休館日 毎週日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

☎233-1080 FAX 233-1090



ひかりのもり公園

〒869-1108 菊陽町光の森7丁目15番1号



光の森防災広場

〒869-1108 菊陽町光の森3丁目2番地2

☎232-2110 (危機管理防災課)

災害発生直後に身の安全を守ることを目的とした指定緊急避難場所です。平常時には公園と同じように利用できますが、マナーを守りましょう。



子育て情報マップ



●…町立、私立保育所

●…認定こども園・地域型保育事業所

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① なかよし園 | ① 尚網大学附属こども園 |
| ② みどり園 | ② 認定こども園 美鈴幼稚園 |
| ③ 光の森キャロット保育園 | ③ 白鈴こども園 |
| ④ こつとり保育園 | ④ 認定こども園 元気の森ラビット保育園 |
| ⑤ 優貴保育園 | ⑤ くまりはキッズガーデン |
| ⑥ 三里木保育園 | ⑥ 菊陽ぼっぼ保育園 |
| ⑦ 津久礼ヶ丘保育園 | ⑦ へる保育園 |
| ⑧ げんき保育園 | ⑧ あゆむ保育園 |
| ⑨ もみじ園 | ⑨ こども園てんとうむし |
| ⑩ 白菊保育園 | ⑩ 家庭的保育室 シェ・ヌヌ |
| ⑪ さくら園 | ⑪ 家庭的保育室 あんよ保育室 |
| ⑫ 光の森武蔵ヶ丘保育園 | |
| ⑬ くるる保育園 | |



菊陽町 認可保育所等

詳細マップ

① なかよし園

菊陽町久保田1230番地1
TEL:232-2762



② みどり園

菊陽町原水2050番地1
TEL:232-0452



③ 光の森

キャロット保育園

菊陽町光の森7丁目16番地2
TEL:233-0098



④ こうのとりに保育園

菊陽町原水5666番地22
TEL:285-4651



⑤ 優貴保育園

菊陽町原水1462番地
TEL:232-8977



⑥ 三里木保育園

菊陽町津久礼2313番地1
TEL:285-1105



⑦ 津久礼ヶ丘保育園

菊陽町津久礼2番地4
TEL:288-6591



⑧ げんき保育園

菊陽町沖野2丁目18番2号
TEL:282-8460



⑨ もみじ園

菊陽町原水5208番地11
TEL:232-2009



⑩ 白菊保育園

菊陽町曲手499番地1
TEL:232-2770



⑪ さくら園

菊陽町津久礼408番地
TEL:232-2763



⑫ 光の森 武蔵ヶ丘保育園

菊陽町武蔵ヶ丘3丁目50番2号
TEL:337-4651



13 くるる保育園

菊陽町久保田2824番地2
TEL:243-2600



1 尚絅大学附属こども園

菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目8番1号
TEL:338-6771



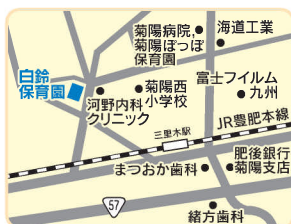
2 認定こども園 美鈴幼稚園

菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目1番35号
TEL:338-6158



3 白鈴こども園

菊陽町新山1丁目2番32号
TEL:232-2764



4 認定こども園 元気の森 ラビット保育園

菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目1番31号
TEL:288-5808



5 くまりは キッズガーデン

菊陽町曲手760番地
TEL:233-2720



6 菊陽ぼっぼ保育園

菊陽町原水5587番地
TEL:232-3174 (内657)



7 べる保育園

菊陽町武蔵ヶ丘2丁目9番21号
TEL:245-6549



8 あゆむ保育園

菊陽町津久礼2386番地1
TEL:233-0785



9 こども園 てんとうむし

菊陽町津久礼2416番地10
TEL:232-0909



10 家庭的保育室 シェ・ヌヌ

菊陽町津久礼2158番地24
TEL:237-7892



11 家庭的保育室 あんよ保育園

菊陽町津久礼2395番地2
TEL:080-2770-6464



発行

菊陽町役場 子育て支援課

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

☎ 096-232-2202